

○司会

会議開催に先立ちまして、報道関係の皆様にご連絡いたします。

ウェブ参加の皆様にお願いがございます。ご発言される時以外は、ミュートの状態でお願いたします。

定刻となりましたので、ただ今から、長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議を開催します。それでは、本部長の知事に進行をお願いいたします。

○知事

では、始めさせていただきます。

本日、佐賀県武雄市の養鶏場で発生した死亡鶏について、鳥インフルエンザ簡易検査が陽性との結果から、その発生が強く疑われている状況となっております。

このことを受けまして、鳥インフルエンザ総合対策本部を設置いたしまして、あわせて確定した場合の迅速かつ的確な対策に資するため、鳥インフルエンザ防疫対策本部、健康危機管理対策本部、食品安全・安心対策本部を設置いたします。

疑似患畜であることが確定いたしますと、本県の一部が制限区域に入ることになりますので、本県においても防疫作業を行うこととなります。

発生地に隣接しているということで、周辺の農家の方はもちろんのことですが、それに加えて県民の皆様へも大きな不安を出すことが懸念をされます。家きんに対する防疫対策はいうまでもなく、人の健康対策、食品の安全・安心対策など、関係部局が横断的に取り組むことが不可欠になります。各対策本部におかれましては、万全の体制整備をお願いいたします。

それではまず、発生の状況と防疫対策本部の対応について、一括して農林部より説明をお願いします。

○農林部長

農林部から、佐賀県における鳥インフルエンザ簡易検査陽性事例に係る本県の防疫体制について説明いたします。

農林部の防疫対策本部の資料をご覧ください。1ページをお開きください。

本日15時、佐賀県畜産課から佐賀県武雄市の4万羽を飼養する農場で、鳥インフルエンザの簡易検査陽性を確定した旨の報告がありました。今後、佐賀県の方で遺伝子検査を実施され、検査の結果の判明は明日の朝4時頃の予定となっております。

3 ページの地図を見ていただきたいと思いますけれども、この地図の太い点線が入っていると思いますけれども、これが県境でございます。長崎県境の波佐見町と武雄市の県境のところで発生がありました。

丸が 2 つありますけれども、内側が 3 キロの円で移動制限区域となっております。ここは一切移動ができない、円内の家畜は移動できないということです。それから、外側の 10 キロ圏内、これが搬出制限区域となっております、そこから外に家畜とか卵とか、搬出できない区域となっております。

2 ページにお戻りください。先ほど、地図で表した移動制限区域、半径 3 キロ以内には本県の養鶏農場はございません。半径 10 キロの搬出制限区域内に養鶏農場 2 戸と採卵鶏が 1 戸、合計 3 戸で飼養されております。そのうち、大規模な肉用鶏 1 戸は、11 月 24 日に出荷が完了しております、現在、鶏舎の中に鶏が入っていない状況で、採卵鶏 1 戸と愛玩鶏 1 戸、合わせて、現在 829 羽が飼養されている状況でございます。

消毒ポイントを設置しなければなりません、現在、消毒ポイントはこの表の 1 番と 2 番の 2 か所を予定しております。県道 1 号のやきもの公園、県道 222 号の J A ながさき県央ライスセンターのところに設置を考えておりますが、佐賀県の設置状況により (3) と (4) も必要性が出てきた場合には、追加で設置をしたいと考えておまして、佐賀県との調整を踏まえた後に、また改めて皆さんにご報告したいと思います。

それから、遺伝子検査の陽性が確定した後に、すなわち明日の 4 時以降に、消毒ポイントの設置作業、それから移動制限が開始されます。本県の消毒ポイントの設置、消毒作業については、明日の正午、12 時から開始する予定で準備を進めているところでございます。

それから (3) 番ですけれども、県内の養鶏場での異状の有無を本日、緊急に確認をいたしました、139 戸全養鶏農場で異状は確認をされておられません。

それから、今回の佐賀県での発生を受けて、緊急消毒を実施したいと考えております。11 月にも一度、緊急消毒を実施いたしました、本シーズン 2 回目の緊急消毒を 12 月 12 日月曜日、ちょうど 1 週間後から開始する予定で、今、消石灰等の調達に入っております。この日は予定ですけれども、できるだけ早く農場の消毒に取りかかれるように、調達を急ぎたいと考えております。

農林部からの説明は以上となりますけれども、消毒ポイントの運営や発生防止、指導に対しましては、緊張感を持って、しっかり対応してまいりたいと思います。消毒ポイントの動員等については、今後、佐賀県と調整をした上で、必要な人数を振興局等とも調整させていただきたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

○知事

次に、健康危機管理対策本部での対応について、福祉保健部からお願いします。

○福祉保健部長

はい。福祉保健部の対応について説明いたします。

資料は先月の警戒連絡会議と同様のものになりますが、健康調査等の動員については、実際に発生した場合の速やかな連絡等、現地の派遣に向けて、各保健所へも再度の指示をしております。また、必要な装備も確認済みであります。

防疫作業従事者の円滑な健康管理の実施に向けて、しっかりと対応してまいります。

以上でございます。

○知事

それでは、食品安全・安心対策本部での対応及び野鳥等での対応状況について、県民生活環境部長からお願いします。

○県民生活環境部長

初めに、食品安全・安心対策本部から、食鳥処理場での確認状況についてご報告いたします。

お手元にお配りしております、県民生活環境部資料 1 の 1 ページのとおり、当該発生養鶏場から県内 4 ヶ所の大規模食鳥処理場に、本日入荷がされていないことを確認いたしました。また、それぞれの食鳥処理場では、搬入された鶏について、獣医師である検査員が検査を実施したところ、異状が見られなかったと報告を受けております。

次に、当本部では、風評被害の発生防止観点から、鶏肉の安全性に関する情報をホームページ等に掲載したり、相談窓口を設置するなど、保健所や関係団体の協力を得ながら、安全・安心に関する対応を行うことといたしております。

鶏肉等の安全性につきましては、お手元に配りしております資料の 2 ページから 3 ページの内閣府食品安全委員会のお示ししている考え方に基づいて、啓発を行っていくことといたしております。

次に、野鳥の状況についてご説明いたします。県民生活環境部資料の 2 をお開きください。

当部は、死亡野鳥の調査及び野鳥の糞便の採取調査を実施しております。まず、死亡野鳥ですが、11月25日に諫早市森山町で回収されたナベヅル1羽から、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました。同じく、

11月28日に森山町で回収されたナベヅル1羽からも、簡易検査でウイルスが確認されましたが、これは正式な遺伝子検査の結果はこれからとなります。同地区では、環境省が設定した野鳥監視の重点区域となるため、監視体制を強化しています。

次に、糞便の調査ですが、諫山湾干拓調整池で11月4日に1回目の採取を実施し、結果は陰性でした。1月に2回目を同じ場所で行う予定としています。

なお、今回佐賀県で疑似患畜が発生した農場の周辺10キロが、野鳥監視の重点区域に設定される予定となっており、区域に入る佐世保市や波佐見町等の一部において監視を強化いたします。

次に、全国での野鳥等における高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認件数ですが、本年度はこれまでに14道県で81件発生しており、九州内では本県1件のほか、鹿児島、宮崎県で47件というふうに、九州で非常に多く確認されています。

次に、2ページ目をご覧ください。県民の皆さんに向けて、お願いとしまして、死亡した野鳥を素手で触らないことなど、日常生活における留意事項やお願いを記載させていただいております。

私からは以上でございます。

○知事

では、県内振興局のうち管内の一部が制限区域に含まれる県央振興局、また県北振興局から追加説明をお願いいたします。

○県央振興局長

県央振興局の管内に39農場ございますが、先ほど農林部長からご報告もありましたとおり、異状の報告はされておられません。

それから、消毒ポイントにつきましては、2か所が確定、県央地域の1か所はまだ未確定ではございますが、3か所が選定されると想定しまして、準備を進めているところでございます。必要となる消毒ポイントの資材等についても、確認を済ませている状況です。

なお、この後6時半から、長崎・県央地域の鳥インフルエンザ総合対策本部会議、それから防疫対策会議を実施することとしております。

以上でございます。

○県北振興局長

県北振興局から、ご報告申し上げます。

県北振興局では、佐世保市の一部地域が制限区域に入りますけれども、制限域内の養鶏場は存在しておりません。また、養鶏場には18農場ありますけれども、異状の有無について、全農場が異状のないことを確認しております。

それから、消毒ポイントの関係ですが、佐賀県との調整が今、行われているということで、追加の決定を受けて必要があれば消毒ポイントの設置に向けて準備を進めてまいります。

それから、本日の会議を受けまして、県北地区の現地総合対策本部会議及び緊急防疫対策会議を、本日10時から合同開催の予定でございます。

以上でございます。

○知事

現時点で共有できる情報は以上になりますけれども、各部局から何か確認事項等ございますでしょうか。事実確認等、大丈夫でしょうか。

では、次回の総合対策本部会議につきましては、佐賀県の遺伝子検査結果が判明した後、明日、午前10時から開催をしたいと思います。

まずは、各部局内でしっかりと対応を図っていただきまして、情報の共有については、しっかりとやっただけであればと思います。抜かりなく対応、対策を講じていただきますよう、よろしく願いいたします。

では、本日は終了とします。

○司会

本部長からありましたように、明日、午前10時から、次回、第2回の総合対策本部会議を開催する予定としております。

それでは、以上で総合対策本部会議を終了いたします。お疲れ様でした。